

その他 情報提供

1. プッシュ型の洪水予報について
2. 水防法の一部を改定する法律案について
3. パネルリレーについて

緊急速報メールを活用した洪水情報の配信を 8 水系 25 河川にエリア拡大します!

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成 28 年 9 月から、国が管理する 2 河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報^{※1}の配信を開始しています。

平成 29 年 5 月 1 日から、国が管理する洪水予報河川のうち、自治体や携帯事業者との調整等が整った管内 8 水系 25 河川の 137 市町村に配信エリアを拡大します。

配信対象河川及び市町村は、今後も順次拡大していきます。

※1 洪水情報とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル 4）及び氾濫発生情報（レベル 5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

1 配信開始日

平成 29 年 5 月 1 日 (月)

2 配信対象河川及び市町村

国が管理する洪水予報河川
8 水系 25 河川の 137 市町村
(詳細は別表)

3 配信対象者

配信対象市町村内の携帯電話等
(NTT ドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む)) のユーザーを対象

4 配信する情報

配信対象河川における「河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位に到達した)情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

5 留意事項

- ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
- ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話会社のホームページよりご確認ください。

NTT ドコモ : https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html

KDDI・沖縄セルラー : <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>

ソフトバンク : http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/

ワイモバイル : http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会、都庁記者クラブ
神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

お問い合わせ

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害予報センター

水災害予報センター長 石鉢 盛一郎

水災害対策専門官 武藤 健治

TEL 048-601-3151 (代表)

(参考資料)

緊急速報メールを活用した
洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 関東地方整備局

平成29年3月

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成29年5月1日から8水系25河川にエリア拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2を開始しています。

平成29年5月1日から、国が管理する洪水予報河川のうち、自治体や携帯事業者との調整等が整った管内8水系25河川の137市町村に配信エリアを拡大します。配信対象河川及び市町村は、今後も順次拡大していきます。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 配信開始日

平成29年5月1日（月）

2 配信対象河川及び市町村

国が管理する洪水予報河川 8水系25河川の137市町村（詳細は別表）

3 配信対象者

配信対象市町村内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信する情報

配信対象河川における「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

配信内容②

5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

(件名)
河川氾濫のおそれ

(本文)
〇〇川の〇〇(〇〇市〇〇)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- i 河川氾濫発生
(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- ii 河川氾濫発生
(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧（平成29年5月1日時点）

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
久慈川	久慈川	雷岡 (茨城県常陸大宮市)	左岸: 茨城県常陸大宮市から茨城県常陸太田市まで 右岸: 茨城県常陸大宮市から茨城県那珂市まで	茨城県 常陸太田市、常陸大宮市、那珂市
		榊橋 (茨城県日立市)	左岸: 茨城県常陸太田市から海まで 右岸: 茨城県那珂市から海まで	茨城県 日立市、常陸太田市、東海村
那珂川	那珂川	小口 (栃木県那珂川町)	左岸: 栃木県大田原市から茨城県常陸大宮市まで 右岸: 栃木県大田原市から栃木県芳賀郡茂木町まで	栃木県 大田原市、那須烏山市、茂木町、 市貝町、那珂川町
		野口 (茨城県常陸大宮市)	左岸: 茨城県常陸大宮市から茨城県水戸市まで 右岸: 栃木県芳賀郡茂木町から茨城県水戸市まで	茨城県 常陸大宮市、那珂市、城里町
		水府橋 (茨城県水戸市)	左岸: 茨城県水戸市から海まで 右岸: 茨城県水戸市から海まで	茨城県 茨城町、大洗町
		出島 (茨城県かすみがうら市)	<ul style="list-style-type: none"> ■霞ヶ浦 ■常陸利根川 左岸: 茨城県潮来市永山字葎場170番1地先から外浪逆浦への合流点まで 右岸: 茨城県潮来市永山字向津65番3地先から外浪逆浦への合流点まで	茨城県 土浦市、石岡市、潮来市、稲敷市、 かすみがうら市、神栖市、行方市、小美玉 市、美浦村、阿見町、河内町 千葉県 香取市
利根川	常陸利根川 北浦 鰯川	白浜 (茨城県行方市)	<ul style="list-style-type: none"> ■常陸利根川 左岸: 外浪逆浦から利根川への合流点(常陸川水閘門) 右岸: 外浪逆浦から利根川への合流点(常陸川水閘門) ■北浦 ■鰯川 左岸: 茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎2340番1地先から常陸利根川への合流点まで 右岸: 茨城県潮来市洲崎332番地先から常陸利根川への合流点まで	茨城県 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市 千葉県 香取市
		佐貫(下) (栃木県塩谷町)	左岸: 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで 右岸: 栃木県宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から栃木県宇都宮市下岡本町まで	栃木県 真岡市、矢板市、さくら市、上三川 町、塩谷町、高根沢町
		石井(右) (栃木県宇都宮市)	<ul style="list-style-type: none"> ■鬼怒川 左岸: 栃木県宇都宮市坂戸町から栃木県真岡市上江連まで 右岸: 栃木県宇都宮市柳田町から栃木県小山市大字中河原まで ■田川放水路 左岸: 田川の分派点から鬼怒川への合流点まで 右岸: 田川の分派点から鬼怒川への合流点まで	茨城県 結城市、筑西市 栃木県 小山市、真岡市、下野市、上三川 町
鬼怒川	鬼怒川	川島 (茨城県筑西市)	左岸: 茨城県筑西市下江連から茨城県常総市新石下まで 右岸: 茨城県筑西市下川島から茨城県常総市古間木まで	茨城県 結城市、下妻市、常総市、筑西市、 八千代町 栃木県 小山市
		鬼怒川水海道 (茨城県常総市)	左岸: 茨城県常総市三坂町から利根川への合流点まで 右岸: 茨城県常総市花島町から利根川への合流点まで	茨城県 常総市、守谷市、つくばみらい市

別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧（平成29年5月1日時点）

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
利根川	小貝川	三谷 (栃木県真岡市)	左岸：栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県筑西市藤まで 右岸：栃木県真岡市大字根本2169番地先から茨城県筑西市藤まで	茨城県 筑西市 栃木県 真岡市、益子町
	小貝川 大谷川	黒子 (茨城県筑西市)	■小貝川 左岸：茨城県筑西市藤から茨城県つくば市吉沼まで 右岸：茨城県筑西市藤から茨城県下妻市鯨まで ■大谷川 左岸：茨城県筑西市大字野殿字大道下361番2地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで 右岸：茨城県筑西市大字野殿字根田1577番3地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで	茨城県 下妻市、常総市、筑西市
	小貝川	上郷 (茨城県常総市)	左岸：茨城県つくば市吉沼から茨城県つくばみらい市北袋まで 右岸：茨城県常総市館方から茨城県常総市水海道淵頭町まで	茨城県 下妻市、常総市、つくば市、つくばみらい市
	小貝川	小貝川水海道 (茨城県常総市)	左岸：茨城県つくばみらい市北袋から茨城県龍ヶ崎市小通幸谷まで 右岸：茨城県常総市水海道淵頭町から茨城県取手市宮和田まで	茨城県 龍ヶ崎市、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市
	烏川 碓氷川	高松 (群馬県高崎市)	■烏川 左岸：群馬県高崎市から鍋川への合流点まで 右岸：群馬県高崎市から鍋川への合流点まで ■碓氷川 左岸：群馬県高崎市から烏川への合流点まで 右岸：群馬県高崎市から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、藤岡市
	烏川	岩鼻 (群馬県高崎市)	左岸：群馬県高崎市から利根川への合流点まで 右岸：鍋川合流点から利根川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町
	鍋川	山名 (群馬県高崎市)	左岸：群馬県高崎市から烏川への合流点まで 右岸：群馬県藤岡市から烏川への合流点まで	群馬県 本庄市、深谷市、上里町
	神流川	若泉 (埼玉県神川町)	左岸：群馬県藤岡市から烏川への合流点まで 右岸：埼玉県神川町から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、埼玉県 本庄市、深谷市、神川町、上里町

別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧（平成29年5月1日時点）

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
荒川	荒川	熊谷 (埼玉県熊谷市)	左岸:埼玉県深谷市から埼玉県上尾市まで 右岸:埼玉県寄居町から埼玉県川越市まで	埼玉県 さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、南区、緑区、岩槻区、熊谷市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、桶川市、北本市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町 東京都 足立区
		治水橋 (さいたま市西区)	左岸:埼玉県上尾市から埼玉県戸田市まで 右岸:埼玉県川越市から東京都板橋区まで	埼玉県 さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、川越市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 東京都 千代田区、台東区、荒川区、板橋区、足立区
荒川	入間川	岩淵水門(上) (東京都北区)	左岸:埼玉県戸田市から海まで 右岸:東京都板橋区から海まで	埼玉県 さいたま市西区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区、川越市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、富士見市、吉川市、ふじみ野市、東京部 千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
		小ヶ谷 (埼玉県川越市)	左岸:埼玉県川越市大字的場字飛桶下1563番の1地先から埼玉県比企郡川島町大字角字亀尾388番の1地先まで 右岸:埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から埼玉県川越市大字府川字高畑1112番の8地先まで	埼玉県 さいたま市西区、川越市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市
		菅間 (埼玉県川越市)	左岸:埼玉県比企郡川島町大字角字亀尾388番の1地先から荒川への合流点まで 右岸:埼玉県川越市大字府川字高畑1112番の10地先から荒川への合流点まで	埼玉県 さいたま市西区、川越市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町 東京都 北区、板橋区
		入西 (埼玉県坂戸市)	左岸:埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで 右岸:埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から入間川への合流点まで	埼玉県 川越市、東松山市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町
	高麗川	坂戸 (埼玉県坂戸市)	左岸:埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163番地先から越辺川への合流点まで 右岸:埼玉県坂戸市大字森戸字赤城847番地先から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、坂戸市、毛呂山町

別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧（平成29年5月1日時点）

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
荒川	都幾川	野本 (埼玉県東松山市)	左岸:埼玉県東松山市大字石橋字川原山2番の1地先から越辺川への合流点まで 右岸:埼玉県東松山市大字下唐子字榎町83番の3地先から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町
	小畔川	八幡橋 (埼玉県川越市)	左岸:埼玉県川越市大字吉田字下川原添608番の2地先(東武鉄道東上線鉄道橋上流端)から越辺川への合流点まで 右岸:埼玉県川越市大字吉田字下川原添608番の2地先(東武鉄道東上線鉄道橋上流端)から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、坂戸市
多摩川	多摩川	石原 (東京都調布市)	左岸:東京都府中市から東京都狛江市まで 右岸:東京都多摩市から神奈川県川崎市多摩区まで	東京都 世田谷区、府中市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、神奈川県 川崎市中原区、高津区、多摩区
		田園調布(上) (東京都大田区)	左岸:東京都世田谷区から海まで 右岸:神奈川県川崎市多摩区から海まで	東京都 品川区、世田谷区 神奈川県 川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区
	調布橋 (東京都青梅市)	左岸:東京都青梅市から東京都国立市まで 右岸:東京都青梅市から東京都日野市まで	東京都 八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市	
	浅川 (東京都八王子市)	浅川橋 (東京都八王子市)	左岸:東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先 から 多摩川への合流点まで 右岸:東京都八王子市元本郷町4丁目483番地先 から 多摩川への合流点まで	東京都 八王子市、日野市、多摩市
鶴見川	鶴見川	網島 (横浜市港北区)	左岸:神奈川県横浜市港北区新羽町1659番地から海まで 右岸:神奈川県横浜市港北区大倉山7丁目12番地から海まで	神奈川県 川崎市川崎区、幸区
相模川	相模川	神川橋 (神奈川県平塚市)	左岸:神奈川県高座郡寒川町一之宮3175番地先から海まで 右岸:神奈川県平塚市田村6256番地先から海まで	神奈川県 平塚市、茅ヶ崎市、寒川町
富士川	富士川 (釜無川を含む)	船山橋 (山梨県韮崎市)	左岸:山梨県韮崎市から笛吹川への合流点まで 右岸:山梨県韮崎市から山梨県南アルプス市まで	山梨県 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、昭和町
		清水端 (山梨県富士川町)	左岸:山梨県西八代郡市川三郷町から山梨県南巨摩郡身延町まで 右岸:山梨県南巨摩郡富士川町から山梨県南巨摩郡身延町まで	山梨県 市川三郷町、身延町、富士川町
	南部 (山梨県南部町)	左岸:山梨県南巨摩郡身延町から海まで 右岸:山梨県南巨摩郡身延町から海まで	山梨県 身延町 静岡県 静岡市清水区、富士宮市、富士市	

平成29年2月10日
水管理・国土保全局水政課

「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

2. 改正案の概要

(1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

〔大規模氾濫減災協議会の設置率：約37%（134/367協議会）（2016年12月）
⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。〕

- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。

〔避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約2%（716/31,208施設）（2016年3月）
⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。〕

(2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木
代表番号 03-5253-8111（内線：35-213、35-227）
直通番号 03-5253-8439
FAX番号 03-5253-1601

●水防法等の一部を改正する法律案

< 予算関係法律案 >

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

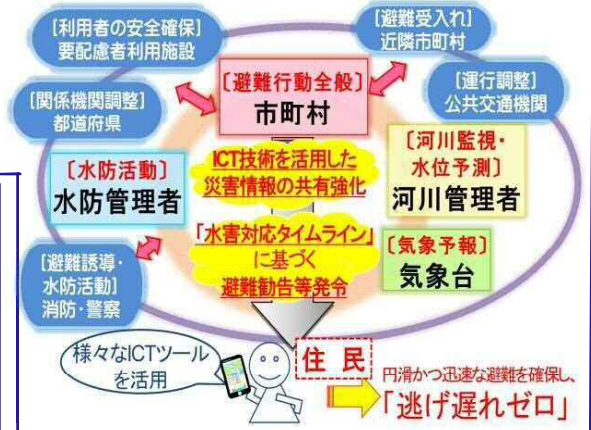
1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会[※](約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

{ 716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み



久慈川・那珂川流域における
減災対策協議会

久慈川・那珂川豪雨災害パネル展を開催

～昭和61年8月洪水を振り返る～

昭和61年8月に発生した久慈川・那珂川の豪雨災害から昨年で30年が経過しました。実際に流域で起こった水害を振り返り、防災・減災の意識を高めてもらうため、久慈川・那珂川流域の各市町村にてパネル展を開催します。

このパネル展は、水防災意識社会の再構築を目的として平成28年6月に設立された「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」の取組の一つです。同協議会は、沿川市町村、県、気象庁及び河川管理者が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、久慈川・那珂川における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備えることを目的としています。

お近くのパネル展会場にぜひお越しください。



水防災シンポジウムのパネル展の様子(常陸太田市)

パネル展 開催日程

期 間	構成機関名	茨 城 県	
		会 場	住 所
3月27日(月)～31日(金)	東海村	東海村役場 行政棟2階エレベーターホール	那珂郡東海村東海3丁目7番1号
	大洗町	大洗町文化センター内 2F漁村センター	東茨城郡大洗町磯浜町6881-88
4月1日(土)～ 7日(金)	日立市	日立市日立南交流センター 1階ロビー	日立市大和田町2208
4月3日(月)～ 7日(金)	茨城町	茨城町総合福祉センターゆうゆう館 玄関ロビー	東茨城郡茨城町小堤1037-1
4月10日(月)～14日(金)	高萩工務事務所	高萩工務事務所 1階ロビー	高萩市下手綱1405-2
	茨城県	茨城県庁 2階県民ホール	水戸市笠原町978番6
4月17日(月)～21日(金)	水戸市	水戸市役所三の丸臨時庁舎 3階廊下	水戸市三の丸1-5-48
4月24日(月)～28日(金)	常陸太田工務事務所	常陸太田合同庁舎 1階ロビー	常陸太田市山下町4119
5月 8日(月)～12日(金)	常陸大宮市	常陸大宮市役所 1階ロビー	常陸大宮市中富町3135-6
5月15日(月)～19日(金)	城里町	城里町役場本庁舎 1階町民ホール	東茨城郡城里町石塚1428-25
5月20日(土)21日(日)23日(火)～26日(金)	那珂市	那珂市中央公民館 1階ロビー	那珂市福田1819
5月29日(月)～6月2日(金)	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階市民ホール	ひたちなか市東石川2-10-1
5月30日(火)～6月4日(日)	常陸太田市	常陸太田市生涯学習センター 作品展示コーナー	常陸太田市中城町3280
6月5日(月)～ 9日(金)	水戸地方気象台	水戸地方気象台玄関ホール、防災連絡室	水戸市金町1-4-6

期 間	構成機関名	栃 木 県	
		会 場	住 所
4月 3日(月)～ 7日(金)	那須烏山市	那須烏山市役所南那須庁舎 1階ホール	那須烏山市大金240
4月10日(月)～14日(金)	烏山土木事務所	道の駅「ばとう」 那珂川町観光センター内	那須郡那珂川町北向田183-1
4月17日(月)～21日(金)	那珂川町	道の駅「ばとう」 那珂川町観光センター内	那須郡那珂川町北向田183-1
4月24日(月)～28日(金)	大田原市	大田原市生涯学習センター 1階ホール	大田原市本町1-2716-5
5月 8日(月)～12日(金)	大田原土木事務所	大田原土木事務所 1階ロビー	大田原市紫塚2-2564-1
5月15日(月)～19日(金)	栃木県	栃木県庁本館 15階展示コーナー	宇都宮市鳩田1-1-20
5月22日(月)～26日(金)	宇都宮地方気象台	宇都宮第2地方合同庁舎 1階ロビー	宇都宮市明保野町1-4
5月29日(月)～6月2日(金)	真岡土木事務所	真岡土木事務所 1階ロビー	真岡市荒町1171-4
6月 9日(金)～15日(木)	茂木町	ふみの森もてぎ 町民ギャラリーこもれび	芳賀郡茂木町大字茂木1720-1

※詳細は常陸河川国道事務所ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00583.html>) をご覧ください。 入場は無料です。

大切な命を守るために 様々なツールで情報入手



いざという時のために、情報を得られるように準備しておきましょう。パソコンやスマートフォン、テレビ、携帯電話から得られる久慈川・那珂川の防災情報を紹介します。

NHK総合テレビ データ放送

地上デジタル放送(データ放送)で、河川水位情報がわかりやすくリアルタイムに確認できます。

④ ボタンを押す → ⑤ (気象情報) を押す

久慈川・那珂川の洪水予報

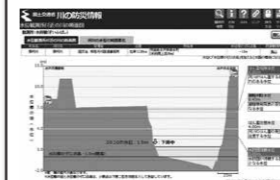
気象庁「指定河川洪水予報」

<http://www.jma.go.jp/jp/flood/>



気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。

久慈川・那珂川の雨量・水位リアルタイム情報



常陸河川国道事務所HP

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00084.html>

沿川のポイントごとの雨量と水位がリアルタイムで見ることができます。

パソコン・スマートフォン



携帯電話



テレフォンサービス(24時間対応) TEL:029-240-4102

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>

全国の雨量や川の水位などの概況を見ることができます。

パソコン・スマートフォン



携帯電話



この情報を見ることのできない方々のために、
ご近所で情報共有をお願いいたします。

【問い合わせ先】



国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 ☎029-240-4061

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>